

# 暴力団は、いらない！！

大磯町暴力団排除条例、平成24年4月1日施行



- ・暴力団を恐れないこと
- ・暴力団に協力しないこと
- ・暴力団を利用しないこと

を合言葉に、町・町民・事業者等が相互に連携・協力していくことが重要です。

## 事業者の皆さんへ

- ・暴力団排除に役立つと思われる情報は積極的に警察等へ通報してください。
- ・取引の相手方等が暴力団関係者でないことを確認してください。
- ・暴力団の威力を利用するため金品などの利益を提供することは違反です。
- ・暴力団事務所になる物件の不動産取引は違反です。

以上のことは、神奈川県暴力団排除条例に規定されています。

通報・相談は、

- ・神奈川県警察本部 暴力団対策課
  - ・神奈川県暴力追放推進センター
  - ・大磯警察署 刑事課
- 条例の問い合わせは、
- ・大磯町役場 町民課

な くな れ 要 求  
☎0120-797049  
やくざゼロ  
☎045-201-8930  
☎0463-72-0110  
☎0463-61-4100

